

第3問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

① ☐ A 588 千円	② ☐ A 9,588 千円	③ ☐ A 3,000 千円
④ ☐ B 700 千円	⑤ ☐ B 3,000 千円	⑥ ☐ A 750 百万円
⑦ ☐ A 自己創設のれん	⑧ ☐ A 625 百万円	⑨ ☐ A 480 百万円
⑩ ☐ A 75 百万円	⑪ ☐ A 80 百万円	⑫ ☐ A 5 百万円

問 2

(1)

両者に共通する手続は、損益計算のための期間配分である。すなわち、生産設備は減価償却により取得原価が利用期間にわたり費用として配分され、また、償却原価法による満期保有目的の債券は、額面金額と取得価額との差額が償還期間にわたり収益として配分されるため、いずれも当該配分額を資産の帳簿価額に加減した額である未回収の投資額が次期へ繰り越される。これにより、いずれも当期の損益は、当期のキャッシュフローに資産の帳簿価額の当期変動額を加減した額となる点で共通する。☐C

(2)

未償却原価は、継続利用している資産について将来に回収されるべき投資の残高を表す測定値であり、実際に投下した資金のうち、いまだ収益に賦課されていない額である。一方、利用価値は、測定時点で見積った将来キャッシュフローをその時点の割引率で割り引いた、報告主体の主観的な期待価値を表す測定値である。そのため、未償却原価による測定は、資産の価値の測定という意味を有する利用価値による測定とは異なり、資産の利用に伴う費用の測定という意味を有する。☐C

令和8年論文式会計学〔午後〕

第3問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題2

問1

①	☐ B	81	%	②	☐ C	2,722	千円
③	☐ C	195	千円	④	☐ A	10	個
⑤	☐ C	187	千円	⑥	☐ C	2,059	千円

問2

(1)

☐ 整合的である	・	☐ 整合的ではない
この場合の取得原価基準は、名目上の取得原価で据え置くことではなく、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとするものであると考えられている。		

(2)

洗替え法を支持する主張の論拠：固定資産の減損処理と異なり、棚卸資産の収益性の低下の判断は、損失発生の可能性の高さを要件とはしていない。そのため、簿価切下額の戻入れを行う洗替え法の方が、戻入れを行わない切放し法に比して、正味売却価額の回復という事実を反映するため、収益性の低下に着目した簿価切下げの考え方と整合的である点を論拠とする。
切放し法を支持する主張の論拠：収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に過大な帳簿価額を直接切り下げ、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻入れることは、固定資産の減損処理と同様に適切ではない点を論拠とする。

令和8年論文式会計学〔午後〕

第4問 答案用紙<1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

(1)	A 35.97 円	(2)	ストック・オプション： ☒ 有・否 ☐ B 転換社債型新株予約権付社債： ☒ 有・否 ☐ B
(3)	(算式) $\frac{\text{普通株式に係る当期純利益7,500,000円} + \text{当期純利益調整額280,000円}}{\text{普通株式の期中平均株式数208,493株} + \text{普通株式増加数6,000株} + 50,000株}$ (潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益) $\left(\text{C} \quad 29.41 \right)$ 円		

問 2

(1)	1株当たり当期純利益の算定及び開示の目的は、普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を提供することにある。この目的に照らせば、1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除して算定することになるが、ここで用いる普通株式に係る当期純利益の算定上、優先株式への配当は普通株主に帰属しない金額として、損益計算書上の当期純利益から控除することが適切と考えられるからである。 C
(2)	留保利益以外から行われる優先配当には、その他資本剰余金の処分による優先配当があるが、これは基本的に株主資本の払戻の性格を有するため、当期純利益から控除される普通株主に帰属しない金額には該当しないと考えられるからである。 C

第4問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

①	☐ 1, 120, 000	②	☐ 1, 120, 000	③	☐ 480, 000	④	☐ 480, 000
---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------

問 2

積立金方式で処理する場合、資産の取得時において、会計上は5,000,000円がそのまま資産の取得原価となるのに対し、課税所得計算上は国庫補助金相当額2,000,000円を損金に算入し、同額を資産から減額するため、3,000,000円が資産の額となる。このように、会計上の資産の額と課税所得計算上の資産の額に差異が生じているため一時差異となるが、当該一時差異は将来の減価償却や売却等により解消される際に、その期の課税所得を増額する効果を持つため、将来加算一時差異となる。☐

問 3

直接減額方式で処理する場合、会計上も国庫補助金相当額2,000,000円を費用計上し、資産の取得原価を3,000,000円とするため、会計上の資産の額と課税所得計算上の資産の額が一致し、税効果会計の対象となる一時差異が生じないからである。☐

問 4

両者は計上時に会計上の損益を経由しないが、圧縮積立金は税務上損金に算入されるため、会計上の利益と課税所得との差額である期間差異が生じ、その税効果を法人税等調整額に計上するのに対し、税務上益金に算入されないその他有価証券の評価差益は期間差異以外の一時差異であるため、その税効果を純資産の部に直接計上する。☐

第4問 答案用紙<3>
(会 計 学)

問題3

問1

(1) 発行会社の財政状態を算定する際には、投資会社の決算日までに入手し得る直近の財務諸表を基礎とし、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していれば、当該事項も加味する。また、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味するため、時価評価のための資料を合理的に入手できる限り、これに基づいて財務諸表を修正する。C

(2) 子会社や関連会社等については、支配力又は影響力を通じて事業計画等入手することができ、財政状態の改善の見通しを具体的に判断できるため、回復可能性の判定が可能である。また、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合とは、実行可能かつ合理的な事業計画等に基づき、原則として、おおむね5年以内に実質価額が回復すると合理的に見込まれている場合をいう。C

問2

これは、満期保有目的の債券の一部を正当な理由なく他の区分へ振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合である。この場合、満期保有目的の債券に区分された残りの債券のすべてについて保有目的の変更があったものとして、売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替えなければならない。さらに、その事業年度を含む2事業年度は、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することができない。B

問3

この場合の評価額は、振替時の帳簿価額である。これは、株式の追加取得により、投資先企業に対して影響力を及ぼしたり、投資先企業の支配を獲得したりする場合でも、一連の株式の取得取引は当該企業に対する継続した投資であるため、投資の成果は確定しておらず、損益を認識すべきではないと考えられることを論拠としており、このように取扱うことで、企業結合の会計処理との整合性が確保される。B

第4問 答案用紙<4>
(会 計 学)

問題 4

問 1

A 16,750 百万円

問 2

計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が発生する可能性よりも高いという状況に比べ、発生しない可能性が著しく高い状況をいう。C

問 3

- (1) 企業が投入したコストと、財又はサービスに対する支配の顧客への移転との間に直接的な関係がない場合があることが欠点である。C
- (2) 進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足している場合である。C
- (3) 一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ収益を認識するため、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は収益を認識することができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用し、回収が見込まれる発生費用の額を上限として収益を認識する。A

第5問 答案用紙<1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

① ☐ A or ☐ B 2,902,000 千円	② ☐ A or ☐ B 3,100,000 千円	③ ☐ A 574,080 千円
④ ☐ C or ☐ D 1,750,000 千円	⑤ ☐ A 300,000 千円	⑥ ☐ AA 930,000 千円
⑦ ☐ B 4,385,000 千円	⑧ ☐ B 1,761,200 千円	⑨ ☐ AA 208,000 千円

問 2

⑩ ☐ AA 20,500,000 千円	⑪ ☐ AA 15,262,500 千円	⑫ ☐ B 284,000 千円
⑬ ☐ B 5,900 千円	⑭ ☐ B or ☐ C 60,400 千円	⑮ ☐ B △100,000 千円

問 3

⑯ ☐ A or ☐ B 961,200 千円	⑰ ☐ C 2,400 千円	⑱ ☐ D 76,000 千円
---	---------------------------------------	--

問題 2

問 1

投資が清算されたとみるか継続しているとみるかは、従前の事業投資から得られる成果がその主要なリスクから解放され、事前に期待された成果が事実に変化したといえるかどうか判断基準であり、企業が従来負っていた成果の変動性、すなわち事業投資のリスクを免れるようになった場合には、事業投資の成果は確定したといえるため、投資が清算されたものとみなされる。具体的には、現金など、移転事業と明らかに異なる資産を対価として受け取る場合には、原則として投資が清算されたとみて、受取対価の時価と移転事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識するが、子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて、移転事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、投資が継続しているとみて、移転損益を認識しない。☐B

第5問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問2

一つは、投資が清算されたとみて、移転損益を認識する考え方である。これは、事業分離によって分離元企業が移転事業に対する支配を喪失したことを重視するものであり、分離元企業の事業の多くと分離先企業の事業の多くとが引き換えられることで、事前に期待していた事業投資の成果が事実に変化したとみることができることを論拠とする。もう一つは、投資が継続しているとみて、移転損益を認識しない考え方である。これは、事業分離後の移転事業の性格を重視するものであり、関連会社への影響力の行使を目的として保有する関連会社株式について、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことを踏まえれば、分離元企業が移転事業に対する支配を喪失しても、関連会社への影響力の行使を通じて移転事業に関する事業投資を引き続き行っているとみることができることを論拠とする。A

問3

これは、投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編の直前に投資先企業に存在し、当該留保利益を原資とする配当であると認められる場合である。なぜなら、投資先企業の留保利益相当額が結合後企業のその他資本剰余金に含まれる場合は、配当の法的な原資がその他資本剰余金であっても、その経済的な実質は企業再編前の留保利益、すなわち投資成果の分配であると考えられるからである。ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識している場合には、従前の投資は清算されたものとみなされるため、その後行われたその他資本剰余金からの配当を投資成果の分配であると考えすることはできず、受取配当金として収益計上することはできない。C